

# News Release

2026年2月6日

## 県内金融機関による「手形・小切手の全面的な電子化」に 向けた連携について

滋賀県信用組合(本店:甲賀市、理事長:青木 和夫)は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けての取組について、滋賀県内の金融機関と連携致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 連携の目的

政府は 2026 年度末までに「約束手形の利用廃止」および「小切手の全面的な電子化」を実現する方針を示しています。これを受け、全国銀行協会は「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロ」を目標とする自主行動計画を策定しました。

そこで当組合を含めた滋賀県内の金融機関は「手形・小切手の全面電子化」の進展に向け、電子決済取引の周知と普及に関する取組みで連携することに致しました。

「手形・小切手の全面電子化」には、お客さまに以下のメリットがございます。

- ・業務効率化による生産性向上
- ・手形・小切手の現物紛失防止によるリスク低減
- ・印紙不要によるコスト削減
- ・紙削減による環境負荷低減

また「手形・小切手の全面電子化」は、社会全体の決済に係るコストを低減し、持続可能な社会の実現にも貢献する施策であり、その普及・定着に向けた取り組みを推進してまいります。

### 2. 連携金融機関(金融機関コード順)

滋賀銀行、関西みらい銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、  
滋賀県信用組合

### 3. 連携内容

- ・電子化啓発チラシの活用、お客さまへの周知活動
- ・お客さまの電子決済取引(インターネットバンキングやでんさいサービス)への移行サポートなど

>共同啓発チラシはこちら(PDF添付)

以上



< お問い合わせ先 >

滋賀県信用組合 (金融機関コード: 2505)

業務部 (0748-62-4100)

※平日 9:00~17:00 (祝日・銀行休業日を除く)

# 紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに  
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針<sup>(※)</sup>をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より)

**Q**

## 2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**?****A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

## 電子的決済サービスには 何があるの？

**?****A**

でんさい等の電子記録債権や  
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

### 電子化の メリット

#### 1 コスト削減



- × 郵送料
- × 印紙代
- × 取立手数料

#### 2 事務負荷軽減



- × 現物管理
- × 手書き・ゴム印
- × 印紙・押印・発送

#### 3 リスク低減



- 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

**Q**

## 電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

**?****A**

かんたん3ステップで導入できます。

**STEP 1**

### 金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

**STEP 2**

### 取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

**STEP 3**

### 社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

